

議案第 5 3 号 加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例案に
対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び会議規則第 1 7 条の規定により、別紙の修
正案を添えて提出します。

令和 3 年 9 月 2 8 日

加西市議会議長 原 田 久 夫 様

発議者	加西市議会議員	丸 岡 弘 満
〃	〃	深 田 真 史
〃	〃	黒 田 秀 一

議案第53号 加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例案に
対する修正案

加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように修正する。

第4条の見出し中「入館料」の右に「及び観覧料」を加え、同条に次の1項を加える。

2 拠点施設の共有スペース及び展示スペースを観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を前納しなければならない。

第10条中「別表」を「別表第2」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

(観覧料及び使用料の減免)

第11条 市長は、公益上必要と認めるとき又は特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第4条に規定する観覧料及び前条に規定する使用料を減額、又は免除することができる。

(観覧料及び使用料の返還)

第12条 既に納付した観覧料及び使用料は返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部、又は一部を返還することができる。

第16条第2項中「別表」を「別表第1又は別表第2」に、「使用料」を「観覧料又は使用料」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、第4条の規定中「観覧料」とあるのは「利用料金」と、第10条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条の見出し中「観覧料及び使用料」とあるのは「利用料金」と、同条の規定中「第4条に規定する観覧料及び前条に規定する使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条の規定中「観覧料及び使用料」とあるのは「利用料金」と、別表第1の規定中「観覧料」とあるのは「利用料金」と、別表第2の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第4条関係）

区分	観覧料（1人1日につき）
大人	500円
高校生以下	200円

(修正理由)

今後の維持管理や展示の更新などに多額の費用がかかるため、受益者負担を前提とし、観覧料を徴収すべきとの理由から条文を追加するものである。